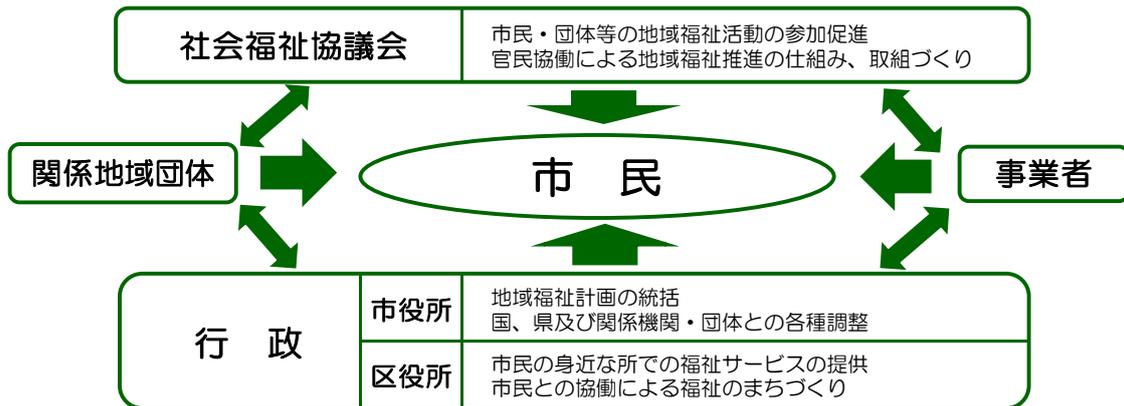


第5章 計画の推進について

1 計画を推進するための協力と連携

本計画の推進にあたっては、行政及び熊本市社会福祉協議会はもとより、市民、関係地域団体、福祉事業者等がそれぞれの役割を担いながら、協働の視点に立って進める必要があります。



2 他の計画との連動

本計画の施策展開にあたり、上位計画である第6次熊本市総合計画及び関係する分野別計画が相互に作用し、一層の効果を挙げることができるよう、各計画が有機的に連動していくことを目指します。

3 計画の検証・進行管理体制の整備

(1) 計画検証会議の設置

本計画を総合的に推進するため、熊本市と熊本市社会福祉協議会で構成する「第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画検証会議」を設置し、関係部局が連携を図りながら、毎年度、各施策の進捗状況を確認し、本計画の検証を行います。

(2) 熊本市社会福祉審議会による進行管理

熊本市社会福祉審議会は、社会福祉法第7条第1項に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するため設置された機関で、委員は、学識経験者、福祉事業者、福祉団体の代表者等で構成されています。

「第3次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画検証会議」における検証結果等については、毎年度、社会福祉審議会に報告を行い、委員からの意見及び評価をいただきながら、本計画の進行管理を行っていきます。